

1. 利用料金表（基本料金 参考）

（１） 基本的にかかる費用（１ヵ月（30日として））

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります）

＊1 単位は約 10.72 円。また端数処理の関係で月額では誤差が生じることがあります

	施設 サービス 費（単位）	加算 （★印） （単位）	加算 （◎印） （単位）	介護職員 等処遇 改善加算 （Ⅰ口）	単位合計 （月）	1 割負担 （円）	食費 （標準額） （円）	居住費 （標準額） （円）	1 割負担 （標準額） （円）
要介護 1	670×30	84×30 日	487 （月）	月合計 単位の 17.6%	27,173	29,130	1,545 ×30 日	2,066 ×30 日	137,460
要介護 2	740×30				29,643	31,778			140,108
要介護 3	815×30				32,289	34,614			142,944
要介護 4	886×30				34,794	37,303			145,630
要介護 5	955×30				37,228	39,909			148,239

（２） その他サービス加算（単位）

（★◎以外は、対象者のみ係るサービス及び施設の整備が進み次第追加予定の加算です）

★精神科医療養指導加算	5 単位/日	認知症である入所者が全入所者の 3 分の 1 以上占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合の費用。
★看護体制加算（Ⅰ）	4 単位/日	常勤の看護師を 1 名以上配置した場合の費用。
★看護体制加算（Ⅱ）	8 単位/日	看護職員の数で常勤換算方法で入居者の数が 25 又は偶数を増やすごとに 1 以上であること。24 時間の連絡体制を確保している場合の費用。
★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位/日	夜勤職員配置加算とは、規定を上回り夜勤職員を配置した場合の費用。
◎個別機能訓練加算（Ⅰ）	12 単位/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進する為に外部リハビリ専門職と連携した場合。
◎個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位/月	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適正かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
外泊自費用	246 単位/日	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 246 単位を算定。
初期加算	30 単位/日	入居してから 30 日間に限りかかる費用。
退所前訪問相談援助加算	460 単位/回	退居前に居宅を訪問し入居者及びその家族等に対して退居後の居宅サービスについて相談援助を行った場合の費用（1 回を限度）。

退所後訪問相談援助加算	460 単位/回	退所後 30 日以内に居宅を訪問し、入所者及びその家族に対し、相談援助等を行った場合の費用（1 回を限度）。
退所時相談援助加算	400 単位/回	退所時に入所者及びその家族等に対し退所後の居宅サービスについて相談援助を行い、かつ必要な情報提供を行った場合の費用（1 回を限度）。
退所前連携加算	500 単位/回	退所に先立ち居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報提供を行い、かつ調整を行った場合の費用。
★栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置すること。
経口移行加算	28 単位/回	経管による食事を摂取されている利用者に対して、経口移行計画に基づき栄養管理を提供した場合の費用。
経口維持加算（Ⅰ）	400 単位/月	著しい摂取機能障害があり、水飲みテスト等により誤嚥が認められた入居者に対して、経口維持計画に基づき管理を提供した場合の費用（月に 1 回のみ算定）。
経口維持加算（Ⅱ）	100 単位/月	入所者の経口による継続的な食事摂取支援のための観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合の費用（月に 1 回のみ算定）。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月 2 回以上行うこと。歯科衛生士が、入居者に係る口腔ケアについて、介護職員に対して具体的な技術助言と指導を行う（月に 1 回のみ算定）。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 単位/月	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
療養食加算	6 単位/回	糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、すい臓病、脂質異常症、痛風及び特別な場合の検査食の食事を提供した場合の費用。
看取り介護加算（Ⅰ） ①	72 単位/日	回復の見込みがないと診断され、同意を得て看取り介護に関する計画書を作成しそれに基づき看取り介護を提供した場合の費用（亡くなる 31 日～45 日に加算）。
看取り介護加算（Ⅰ） ②	144 単位/日	回復の見込みがないと診断され、同意を得て看取り介護に関する計画書を作成しそれに基づき看取り介護を提供した場合の費用（亡くなる 4 日～30 日に加算）。
看取り介護加算（Ⅰ） ③	680 単位/日	回復の見込みがないと診断され、同意を得て看取り介護に関する計画書を作成しそれに基づき看取り介護を提供した場合の費用（亡くなる前日～前々日に加算）（2 日のみ限度）。
看取り介護加算（Ⅰ） ④	1,280 単位/日	回復の見込みがないと診断され、同意を得て看取り介護に関する計画書を作成しそれに基づき看取り介護を提供した場合の費用（亡くなった日に加算）（1 日のみ限度）。

在宅復帰支援機能加算	10 単位/日	前6ヶ月間において、退居者の総数のうち、在宅復帰した割合が2割以上の費用。
在宅・入所相互利用加算	40 単位/日	複数人があらかじめ在宅期間及び入居期間（3ヶ月を限度）を定めて当該施設の居室を計画的に利用している場合の費用。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位/日	入所者総数のうち、認知症の方の割合が5割以上であって、専門的な研修を修了した職員を配置している場合の費用
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進する為に外部リハビリ専門職と連携した場合の費用。 （個別機能訓練加算を算定しない場合は200単位）（1月につき+100単位（3月に1回を限度））。
安全対策体制加算	20 単位/月	入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること。
★サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位/日	介護職員の80%以上が介護福祉士であること、または勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上であること。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位/日	介護職員の60%以上が介護福祉士であること。
配置医師緊急時対応加算 （配置医師の通常の勤務時間外の場合）	325 単位/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）、又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、算定しない。
配置医師緊急時対応加算 （早朝・夜間の場合）	650 単位/回	
配置医師緊急時対応加算 （深夜の場合）	1,300 単位/回	
特別通院送迎加算	594 単位/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、透析利用者の送迎をした場合。
◎協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50 単位/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること。 （協力医療機関の要件）。 ① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

協力医療機関連携加算 (2)	5 単位/月	上記①～③の要件以外の場合。
退所時情報提供加算	250 単位/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り算定する。
◎高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 単位/月	○ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ○ 診療報酬における感染症対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
◎高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 単位/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	240 単位/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続して5日を限度として算定する。 ※ 現時点において指定されている感染症はない。
◎認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 単位/月	(1) 事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を、1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 (4) 認知症の行動・心理状態の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理状態の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。

◎認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位/月	○（Ⅰ）の（１）、（３）及び（４）に掲げる基準に適合すること。 ○認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を１名配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20 単位/月	○個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。 ○口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。 ○入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画書の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。 ○共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画書の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること。
退所時栄養情報連携加算	70 単位/回	○厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。 ○・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・１月につき１回を限度として所定単位数を算定する。
再入所時栄養連携加算	200 単位/回	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。 栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、医療機関の管理栄養士と連携して、二次入所後の栄養ケア計画を作成する。
◎科学的介護推進体制加算	50 単位/月	LIFE へのデータ提出頻度について、他の LIFE 関連加算と合わせ、少なくとも「３月に１回」に見直す。
自立支援促進加算	280 単位/月	医学的評価の頻度について、支援計画の見直し及びデータ提出の頻度と合わせ、少なくとも「３月に１回」へ見直すことで、事務的負担の軽減を行う。
ADL 維持等加算（Ⅰ）	30 単位/月	○以下の要件を満たすこと。 - イ 利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が６月を超える者）の総数が１０人以上であること。 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。 - ハ 利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済み ADL 利得）について、利用者等から調整済み ADL 利得

		の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が1以上であること。
◎ADL 維持等加算(Ⅱ)	60 単位/月	○ ADL 維持等加算(Ⅰ)のイとロの要件を満たすこと。 ○ 評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が3以上であること。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 単位/月	○以下の要件を満たすこと。 イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用していること。 ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。 ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 単位/月	○ 排せつ支援加算の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 - 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化しないこと。 - 又はおむつ使用ありから使用なし改善していること。 - 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 単位/月	○ 排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 - 施設入所者と比較して、排尿・排便の状態の少ない少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。 - 又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。 - かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
★褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 単位/月	○ 以下の要件を満たすこと。 イ 入所者ごとに、施設入所者又は利用開始時に評価し褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。

★褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所者等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡のないこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位/月	○（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）データにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。 ○見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ○職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
◎生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	利用者の安全性並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ○1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）	17.6% 単位/月	キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等要件を満たすこと。

（３） 介護保険外に係る費用（円）

居住費	2,066 (1日)	光熱水費（基本）、修繕・維持費用等。介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用。 （※第1・2段階：880円 第3段階①：1,370円 第3段階②：1,470円）
食費	1,545 (1日)	食事代内訳（朝食：345円 昼食：600円 夕食：600円） 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用。（※第1段階：300円 第2段階：390円 第3段階①：680円 第3段階②：1,420円）
金銭管理費	1,000 (1月)	本人または家族のやむを得ない事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用。
日常生活費	実費	
電気使用料	右記 (1月)	テレビ（20型クラス）200円、テレビ（30型クラス）400円、デスクトップPC400円、ノートPC100円、冷蔵庫（小型）1,500円

(4) 介護保険外に係る費用(1回あたり)(円)

趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブにおいての物品購入代。
特別食	実費	嗜好品や外注食に係る飲食代。
クラブ活動費	実費	華道や茶道に係る材料費等。
理美容費	実費	カット カット&カラー カット&パーマ パーマのみ カラーのみ 顔そりのみ
医療費	実費	受診代、薬代。※嘱託医・歯科医師・外部受診
特別行事費	実費	外出など特別な行事を提供する時の費用。
居室管理費	2,066	1週間以上、居室を空けている場合(入院等)の管理を行うための費用。7日目から空けている日数分発生します。*居室を短期入所に使用した場合は発生致しません。
複写費	10	コピーを使用した場合の費用。

(5) 内訳をもとにして、1ヵ月におおよそかかる費用(30日)(円)

(介護保険料・居住費・食費と日用品、その他サービス費と介護保険外に係る費用を合わせてあります)

要介護度	第1段階 1割負担額	第2段階 1割負担額	第3段階① 1割負担額	第3段階② 1割負担額	第4段階 1割負担額	第4段階 2割負担額	第4段階 3割負担額
要介護1	64,530	67,230	90,630	115,830	137,460	166,589	195,719
要介護2	67,178	69,878	93,278	118,478	140,108	171,885	203,662
要介護3	70,014	72,714	96,114	121,314	142,944	177,558	212,172
要介護4	72,700	75,400	98,800	124,000	145,630	182,929	220,228
要介護5	75,309	78,009	101,409	126,609	148,239	188,147	228,056

2. 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書と前々月分の領収書を郵便にて発行します。

その月の施設の期日指定日(27日)までにお支払いください。支払い方法は原則自動口座引落とし及び振込でお願いしております。

請求書及び領収書は入居者代理人へ郵送いたします。領収書の再発行は行いませんので、大切に保管して下さい。